（別紙 1）

重要事項（利用者負担）説明書

１．ご利用いただく利用料の区分

① 通所リハビリテーション費（介護予防通所リハビリテーション費）・各種加算（法定額）の 1 割、また一定以上の所得のある方は 2～3 割負担（負担割合証による）。

② 保険給付対象外の食費等の費用額

２．介護保険法に定める利用者の負担額

《介護給付分》

（１）通所リハビリテーション費の額（1 日あたりの額）

要介護度区分	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満
1	369 円	383 円	486 円	553 円	622 円	715 円	762 円
2	398 円	439 円	565 円	642 円	738 円	850 円	903 円
3	429 円	498 円	643 円	730 円	852 円	981 円	1,046 円
4	458 円	555 円	743 円	844 円	987 円	1,137 円	1,215 円
5	491 円	612 円	842 円	957 円	1,120 円	1,290 円	1,379 円

（２）各種加算と額

（いずれも「通所リハビリテーション」計画上、サービスの提供が位置づけられていることが要件となります。）

加算項目	利用料金	算定回数等
リハビリテーションマネジメント加算（イ） ・開始から 6 ヶ月以内 ・開始から 6 ヶ月越	 560 円/月 240 円/月	利用者の日常生活における活動の質の向上をはかるために行われるリハビリテーションの提供を促進することを目的とし、S（調査）P（計画）D（実行）C（評価）A（改善）のサイクル構築と、リハビリテーションの継続的な管理を評価する加算です。
リハビリテーションマネジメント加算（ロ） ・開始から 6 ヶ月以内 ・開始から 6 ヶ月越	 593 円/月 273 円/月	
リハビリテーションマネジメント加算（ハ） ・開始から 6 ヶ月以内 ・開始から 6 ヶ月越	 793 円/月 473 円/月	
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た場合	270 円/月	
退院時共同指導加算	600 円/回	リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時の共同指導を行った場合に算定します。
短期集中個別リハビリテーション実施加算（退院後 3 ヶ月以内）	110 円/日	退院・退所又は認定日から起算して 3 月以内に、個別リハビリテーションを集中的に実施した場合に算定します。
若年性認知症利用者受入加算	60 円/日	若年性認知症利用者に対して、専門のスタッフが中心となりニーズに応じたサービスを提供する体制を整備していることを評価する加算です。
栄養改善加算 （原則 3 月以内）（月 2 回を限度）	200 円/回	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合に算定します。
栄養アセスメント加算	50 円/月	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること）を行なった場合に算定します。

口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ） （1 回/6 ヶ月）	20 円/回	口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ） （1 回/6 ヶ月）	5 円/回	
口腔機能向上加算（Ⅰ） ※原則 3 月以内（1 月 2 回まで）	150 円/回	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、口腔清掃の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施した場合に算定します。
口腔機能向上加算（Ⅱ）（イ） ※原則 3 月以内（1 月 2 回まで）	155 円/回	
口腔機能向上加算（Ⅱ）（ロ） ※原則 3 月以内（1 月 2 回まで）	160 円/回	
入浴介助加算（Ⅰ）	40 円/日	入浴中の観察（自立生活支援や日常生活動作能力向上のための見守り的援助）を含む介助を行う場合に算定します。
入浴介助加算（Ⅱ）	60 円/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（全員）	6 円/回	職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算。
リハビリテーション提供体制加算	12 円/日 16 円/日 20 円/日 24 円/日 28 円/日	3 時間以上 4 時間未満 4 時間以上 5 時間未満 5 時間以上 6 時間未満 6 時間以上 7 時間未満 7 時間以上
重度療養管理加算	100 円/日	要介護 3 から 5 の方で、手厚い医療が必要で厚生労働大臣が定める状態である方に算定します。
科学的介護推進体制加算	40 円/月	日常生活動作能力、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係わる基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に算定します。

送迎減算 （事業所が送迎を行わない場合、片道につき）	-47 円/回	自宅と事業所の間の送迎を行わない場合に減算します。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 月につき＋所定単位× イ:10.3% ロ:11.1%	介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的とした加算です。 ※所定単位数とは：基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算等を除く）を加えた 1 月あたりの総単位数です。
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1 月につき＋所定単位× イ:10.0% ロ:10.8%	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1 月につき＋所定単位× 8.3%	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1 月につき＋所定単位× 7.0%	

※上記の基本料金及び加算は、自己負担割合が１割の場合の料金であり、それぞれの自己負担割合によって料金が変わります。
加算については個別に相談させて頂きます。

《予防給付分》

（１）介護予防通所リハビリテーション費の額（1 月あたりの額）

区分	利用料金	備考
要支援 1	2,268 円	・入浴、送迎費は包括されています。 ・各種加算は別途になります。
要支援 2	4,228 円	

※利用開始から 12 月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行った場合、
要支援１の方は120円/月、要支援２の方は240円/月が利用料金から減算になります。

（２）各種加算と額

（いずれも「通所リハビリテーション」計画上、サービスの提供が位置づけられていることが要件となります。）

若年性認知症利用者受入加算	240 円/月	若年性認知症利用者に対して、専門のスタッフが中心となりニーズに応じたサービスを提供する体制を整備していることを評価する加算です。
栄養改善加算	200 円/月	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合に算定します。
栄養アセスメント加算	50 円/月	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること）を行なった場合に算定します。
口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1 回/6 ヶ月）	20 円/回	口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1 回/6 ヶ月）	5 円/回	
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 円/月	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、口腔清掃の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施した場合に算定します。
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 円/月	
一体的サービス提供加算	480 円/月	ご利用者の日常生活の向上または維持のための選択的サービスを複数、定期的に実施する加算です。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援１	24 円/月	職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援２	48 円/月	
科学的介護推進体制加算	40 円/月	日常生活動作能力、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係わる基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に算定します。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	１月につき＋所定単位× イ：10.3% ロ：11.1%	介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的とした加算です。 ※所定単位数とは：基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算等を除く）を加えた 1 月あたりの総単位数です。
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	１月につき＋所定単位× イ：10.0% ロ：10.8%	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	１月につき＋所定単位× 8.3%	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	１月につき＋所定単位× 7.0%	

※上記の基本料金及び加算は、自己負担割合が１割の場合の料金であり、それぞれの自己負担割合によって料金が変わります。
加算については個別に相談させて頂きます。

３．保険給付対象外の利用者の費用額

食材料費（昼食）	**550 円**
おやつ代	**50 円**
おむつ類 （持ち込み可）	**リハビリパンツ ・LL サイズ　120 円/枚 ・L サイズ　110 円/枚 ・M サイズ　100 円/枚 尿とりパット ・30 円/枚**
その他	**教養娯楽費（レクリエーション費、行事費等）はお知らせした上で、別途いただくことがあります。**
※ご利用が中断となった場合、実際のサービスの利用状況にかかわらず、当日の基本料金と、中断となった時間に応じて、おやつ代等を算定します。 ※昼食をご利用の方は当日 9：00 までに連絡を頂ければキャンセル可能です。9：00 を過ぎた場合は昼食代を頂きますのでご了承ください。	